

第 1 問 答案用紙< 1 >
(租 税 法)

問題 1

問 1

A社が行った現物出資は、適格現物出資（法人税法2条十二号の十四ロ）に該当する。
したがって、当該適格現物出資の直前の帳簿価額により資産及び負債をB社に譲渡した
ものとして、A社の平成29事業年度の所得の金額を計算する（同法62条の4第1項）。

問 2

A社が従業員に対して交付した譲渡制限付株式は、実質的にA社が従業員から受けた役務
の提供の対価であり、A社の平成30事業年度中に給与等課税額が生じていることから、
当該役務の提供に係る費用の額は、A社の平成30事業年度の所得の金額の計算上、損金の
額に算入する（法人税法22条3項二号、54条1項）。

問 3

B社の平成29事業年度の所得の金額の計算上、B社が交付を受けた国庫補助金2,000万円
は、益金の額に算入する（法人税法22条2項）。そして、国庫補助金によって取得した
固定資産は圧縮記帳の対象となり、その帳簿価額を損金経理により減額した2,000万円は、
損金の額に算入する（同法42条1項）。

問 4

Pが譲渡した上場株式の取得費の金額は、2億円である（所得税法60条の4第1項、第3
項）。

第 1 問 答案用紙< 2 >
(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	A社がB社に対して放棄した貸付金債権の額は、寄附金の額に該当し、損金算入限度額の範囲内の金額のみ、A社において損金の額に算入する。 法人税法22条3項, 37条1項, 7項
②	×	Qが支払いを受けた保険金については、所得税を課さない。 所得税法9条1項十七号
③	×	A社は、コンサルティング・サービスについて通常支払われるべき対価の額である100万円を、益金の額に算入する。 法人税法22条2項, 22条の2第4項
④	○	消費税法38条1項
⑤	○	法人税法62条の5第1項

※ ①については別紙の注釈あり。

第2問 答案用紙<1>

(租 税 法)

問題 1

問 1

(単位：円)

当期純利益の金額	
	加算すべき金額	減算すべき金額
(受取配当等についての申告調整)		
A社株式	, ,	6,070,000
B社株式	, ,	2,000,000
C社株式	150,000	, ,
(所得税額の控除についての申告調整)		
剰余金の配当に係る所得税・復興特別所得税	2,128,274	, ,
投資信託の収益分配金及び預金の利子に係る 所得税・復興特別所得税	704,796	, ,
(役員給与についての申告調整)		
取締役F	1,800,000	, ,
(従業員賞与についての申告調整)		
従業員に対する決算賞与	45,000,000	, ,
(減価償却についての申告調整)		
構築物G	350,000	, ,
器具備品H	7,500,000	, ,
器具備品J	4,500,000	, ,
一括償却資産	200,000	, ,
(建物の火災についての申告調整)		
6. 建物の火災に関する資料		
(1)及び(2)について	, ,	5,000,000
(3)及び(4)について	1,993,000	, ,

※ C社株式については別紙の注釈あり。

第 2 問 答案用紙< 2 >

(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(租税公課についての申告調整)		
7. 租税公課に関する資料		
(1)について	, ,	100,991,000
(2)について	, ,	680,000
(3)について	997,875,000	, ,
(4)について	, ,	15,500,000
(5)について	900,000	, ,
(取引先に対する債権についての申告調整)		
K社	6,300,000	, ,
L社	, ,	26,000,000
(棚卸資産についての申告調整)		
商品評価損	5,000,000	, ,
(その他の申告調整)
(法人税額の計算)		
所得金額	3,000,000,000	
法人税額	
所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額	2,833,070	
外国税額控除額	150,000	
中間申告法人税額	
納付すべき法人税額	

第 2 問 答案用紙< 3 >

(租 税 法)

問 2

(単位：円)

[問]1.

	加算すべき金額	減算すべき金額
資産に係る控除対象外消費税額等	2,170,800	, ,

[問]2.

交際費等に含めるべき控除対象外消費税額等の金額	156,000
-------------------------	---------

問 3

(単位：円)

[問]1.

	加算すべき金額	減算すべき金額
(1) A社における申告調整	, ,	20,000,000
(2) B社における申告調整	0	, ,

[問]2.

	加算すべき金額	減算すべき金額
(1) A社における申告調整	60,000,000	, ,
(2) B社における申告調整	, ,	40,000,000
(3) X社における申告調整	, ,	16,000,000

第2問 答案用紙<4>

(租 税 法)

問題2

(単位：円)

1. 各種所得の金額の計算

総所得金額

給与所得の金額		8,000,000
事業所得		
事業所得の総収入金額	5,500,000	
必要経費となる減価償却費以外の金額	4,550,000	
必要経費となる減価償却費の金額	537,500	
青色申告特別控除額	XXX,XXX,XXX	
事業所得の金額		412,500
不動産所得の金額		2,073,100
雑所得の金額		345,000
一時所得の金額		700,000
上記以外の所得の金額	
総所得金額		15,000,000

退職所得金額

退職所得の金額		8,400,000
---------	--	-----------

分離課税となる所得金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額		497,000
土地建物の譲渡所得の金額		3,146,000

2. 所得控除の計算

配偶者控除，配偶者特別控除及び扶養控除の合計額		630,000
上記以外の所得控除の合計額		850,000
所得控除の合計		XXX,XXX,XXX

3. 各種所得税額の計算

課税総所得金額に対する所得税額		2,925,600
課税退職所得金額に対する所得税額		1,296,000
土地建物の課税譲渡所得金額に対する所得税額		943,800

第2問 答案用紙<5>

(租 税 法)

問題3

(単位：円)

[問]1. 課税売上割合の計算

(1) 不動産賃貸業における課税売上額	1,369,000,000
(2) 不動産賃貸業における非課税売上額	895,104,000
(3) 電気器具卸売業及び本社部門における課税売上額	2,492,052,000
(4) 電気器具卸売業及び本社部門における非課税売上額	14,418,000

[問]2. 不動産賃貸業での取引についての金額

(1) 課税資産の譲渡等により要する課税仕入れの金額 (税込額)	64,800,000
(2) その他の資産の譲渡等により要する課税仕入れの金額 (税込額)	14,040,000
(3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの金額 (税込額)	704,116,800

[問]3. 電気器具卸売業及び本社部門での取引についての金額

(1) 課税資産の譲渡等により要する課税仕入れの金額 (税込額)	2,091,420,000
(2) その他の資産の譲渡等により要する課税仕入れの金額 (税込額)	3,499,200
(3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの金額 (税込額)	35,056,800

[問]4. 消費税額の計算

(1) 課税標準額に対する消費税額	243,769,680
(2) 控除対象仕入税額 (調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整前の金額)	160,274,268
(3) 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整額	1,008,000
(4) 返還等対価に係る税額	523,404
(5) 貸倒れに係る税額	1,197,000

「この解答速報は、(株)クレアール独自の見解に基づいた解答になります。また、解答速報の著作権は(株)クレアールにあり、無断転載・転用を禁じます。」

注釈

第1問・問題2 ①について

貸倒れとは、債権の切捨て、債権放棄等により債権が法律的に消滅したり、債務者の資産状態の悪化等により経済的に債権の全額が明らかに回収不能となった場合をいうのであって、債務者が経営破綻もしくは実質的な経営破綻に至った段階ではじめて認定される事実である。

債権放棄による債権の切捨ては、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、あらゆる回収努力を払ったにもかかわらず弁済を受けられない場合にのみ、貸倒れとして損金算入が認められると考える。そして、債務者に支払能力が残っているにもかかわらず債権放棄を行った場合は、その債務免除額は経済的な利益の供与額であり、寄附金の額として取り扱われると考える。

本問における事実関係をみると、平成29年10月31日に、A社はB社に対する貸付金債権全額を放棄しているが、その後、B社の経営に立て直しの可能性があることを前提として、平成30年1月5日に無償でコンサルティング・サービスを提供している（なお、このコンサル報酬相当額は寄附金の額として取り扱われる。）ことからすると、この時点ではまだ、B社は経営破綻もしくは実質的な経営破綻には至っておらず、貸付金債権全額の回収不能が明らかであるとまではいえない。また、B社は、翌事業年度の平成30年5月21日に清算を開始しているが、株主に分配する残余財産があった。すなわち、清算の時点でも債務超過ではなかった（債権放棄の時点でも同様と考えられる）。

以上を踏まえ、本問の債権放棄は、債務者に支払能力が残っているにもかかわらず債権放棄を行った場合に該当するものとして、放棄した貸付金債権の額は、寄附金の額になると考える。

第2問・問題1・問1 C社株式について

解答において、C社株式に係る受取配当等についての申告調整は150,000円（加算）としているが、別解として、0円（加算欄に記載）も認められるべきであると考ええる。

控除対象所得税額については、答案用紙に申告調整の解答欄が与えられているが、控除対象外国法人税額については、その解答欄がない。控除対象外国法人税額の申告調整を解答しようとするれば、受取配当等についての申告調整の解答欄を使うしかない。したがって、C社株式に係る受取配当等についての申告調整は150,000円（加算）とした。

しかし、受取配当等についての申告調整の解答欄には、その項目名のとおり、受取配当等に係る申告調整のみを記載すべきであり、控除対象外国法人税額の申告調整には解答欄が与えられていない（「その他の申告調整」に含まれている）と考えるのも、間違いであるとはいえない。そこで、C社株式に係る受取配当等についての申告調整は0円（加算欄に記載）とする解答を別解とする。